



高年齢者雇用状況等報告 の記入方法

厚生労働省職業安定局
高年齢者雇用対策課

高年齢者雇用状況等報告について

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（抄）

（雇用状況等の報告）

第五十二条 事業主は、毎年一回、厚生労働省令で定めるところにより、定年、継続雇用制度、六十五歳以上継続雇用制度及び創業支援等措置の状況その他高年齢者の就業の機会の確保に関する状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。



報告対象年の6月1日現在の状況を、高年齢者雇用状況等報告書により、企業の主たる事業所、いわゆる本社において、支社、支店等の分をとりまとめて、本社の所在地を管轄する公共職業安定所の長に郵送若しくは持参により提出していただくか、電子申請を通じて提出をお願いします。

【お知らせ①】 電子申請のご案内

～申請に当たっては電子申請が可能です～

公共職業安定所の開庁時間に関わらず、24時間手続きが可能であるため、是非電子申請をご活用下さい!

なお、電子申請の利用に当たっては、**GビズID**※が必要となります。

※ GビズIDを利用せずe-Govアカウントを使用して電子申請することもできますが、別途電子署名(有料)が必要となります。

GビズIDの種類

gBizIDプライム	会社代表者または 個人事業主	取得無料	書類審査必要	電子署名不要	発行審査期 間 2週間程度
gBizIDメン バー	gBizIDプライム 取得組織の従業員	取得無料	書類審査不要	電子署名不要	即時発行可 能
gBizIDエントリー	事業をしている方なら だれでも可能	取得無料	書類審査不要	電子署名必要 (有料)	即時発行可 能

電子申請は **報告対象年の6月1日以降** ご利用いただけます。

【お知らせ②】 電子申請のご案内

GビズID申請・取得手続きの詳細は、
デジタル庁ホームページをご確認ください。

【デジタル庁ホームページ】 <https://gbiz-id.go.jp/top/>



【お問い合わせ先】 「gBizID」 ヘルプデスク (0570-023-797)
受付時間： 午前9時～午後5時 ※土・日・祝日、年末年始を除く

事業主の義務等

改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月1日から施行しています

＜ 65歳までの雇用確保（義務） ＞

- 60歳未満の定年禁止（高年齢者雇用安定法第8条）
- 65歳までの雇用確保措置（高年齢者雇用安定法第9条）
 1. 65歳までの定年引上げ
 2. 定年制の廃止
 3. 65歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入

＜ 70歳までの就業機会の確保（努力義務） ＞

- 70歳までの就業確保措置（高年齢者雇用安定法第10条の2）
 1. 70歳までの定年引上げ
 2. 定年制の廃止
 3. 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
（特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む）
 4. 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
 5. 70歳まで継続的に社会貢献事業に従事できる制度の導入
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

創業支援等措置

高齢者雇用状況等報告書

様式第2号（第33条関係）

公共職業安定所コード番号

（公共職業安定所で記入すること）

高齢者雇用状況等報告書

印

高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、令和 年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。
厚生労働大臣 殿 令和 年 月 日

①(ふりがな) 名称(法人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合)	②(ふりがな) 代表者氏名(法人の場合)
③住所(法人にあっては主たる事業所の所在地)	電話番号 ()
④法人番号	
⑤産業分類番号	事業の具体的な内容
⑥労働組合の有無	⑦雇用保険適用事業所番号
⑧定年	<input type="checkbox"/> イ 定年なし <input type="checkbox"/> ロ 定年あり(定年年齢 歳)
⑧定年の改定予定等	<input type="checkbox"/> イ 改定予定あり(令和 年 月より 歳) <input type="checkbox"/> ロ 廃止予定あり(令和 年 月に廃止) <input type="checkbox"/> ハ 改定又は廃止を検討中 <input type="checkbox"/> ニ 改定・廃止予定なし
⑨継続雇用制度	<input type="checkbox"/> イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている →a 継続雇用先 (1)65歳以下(□イ)自社 □(ロ)親会社・子会社等(以下「子会社等」という) □(ハ)関連会社等 (2)65歳超 □(イ)自社 □(ロ)子会社等 □(ハ)関連会社等 □(ニ)その他の会社 →b 対象 →□(イ)希望者全員を対象(歳まで雇用 更に基準に該当する者を 歳まで雇用 (1)基準(65歳以下)の根拠(□(ア)労使協定を締結して就業規則等に反映 □(イ)労使協定を締結せず就業規則等のみ) (2)基準(65歳超)の根拠(□(ア)労使協定を得て就業規則等に反映 □(イ)労使協定を得ず就業規則等のみ) (注) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「平成24年改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を規定する基準が有る企業は(イ)に記入 →□(ロ)基準に該当する者を対象(歳まで雇用 (1)基準(65歳以下)の根拠(□(ア)労使協定を締結して就業規則等に反映 □(イ)労使協定を締結せず就業規則等のみ) (2)基準(65歳超)の根拠(□(ア)労使協定を得て就業規則等に反映 □(イ)労使協定を得ず就業規則等のみ) <input type="checkbox"/> ロ 制度として導入していない(雇用により継続雇用を行う場合を含む)
⑩継続雇用制度の導入・改定予定	<input type="checkbox"/> イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで雇用) →内(イ) 経過措置の基準の廃止 □(ロ) 新規導入 □(ハ) 上限年齢の引上げ □(ニ) その他 <input type="checkbox"/> ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中 <input type="checkbox"/> ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし
⑪創業支援等措置(65歳を超えて従事できる業務委託・社会貢献)	<input type="checkbox"/> イ 創業支援等措置を実施している →a 実施している措置(□(イ)業務委託 □(ロ)自社が実施する社会貢献事業 □(ハ)自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業 □(ニ)自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業) →b 過半数労働組合等の同意(□(イ)同意を得ている □(ロ)同意を得ていない) →c 対象 →□(イ)希望者全員を対象(歳まで就業支援 更に基準に該当する者について 歳まで就業支援 ・基準の根拠(□(ア)労使協定を得て就業規則等に反映 □(イ)労使協定を得ず就業規則等のみ) →□(ロ)基準に該当する者を対象(歳まで就業支援 ・基準の根拠(□(ア)労使協定を得て就業規則等に反映 □(イ)労使協定を得ず就業規則等のみ) <input type="checkbox"/> ロ 創業支援等措置を実施していない(雇用により創業支援等を実施する場合を含む)
⑫創業支援等措置の導入・改定予定	<input type="checkbox"/> イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで就業支援) →内(イ)対象者限定基準の廃止 □(ロ)新規導入 □(ハ)上限年齢の引上げ □(ニ)その他 <input type="checkbox"/> ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている(過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む) <input type="checkbox"/> ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中 □ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし

⑬65歳を超えて働ける制度等(⑧・⑨・⑩欄に該当するものを除く。)の状況	<input type="checkbox"/> イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を65歳を超えて働ける制度を就業規則等に定めている →(□(イ)該当する者を 歳まで雇用 □(ロ)上限年齢を規定していない) □ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない →(□(イ)導入予定あり □(ロ)検討中 □(ハ)65歳を超えて雇用する慣行がある □(ニ)予定なし)								
⑭常用労働者数(うち女性)	総数	～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
⑮過去1年間の離職者の状況(うち女性)	解雇等による45歳以上70歳未満の離職者数 人(うち女性 人) うち求職活動支援書を作成した対象者数 人(うち女性 人)								
⑯65歳まで働ける制度の過去1年間の適用状況(うち女性)	(a)定年到達者の総数 (b)+(c)+(d)	(b)定年退職者数(継続雇用を希望しない者等)	(c)継続雇用者数	(d)うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e)定年退職者数(継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)	(f)65歳までの継続雇用の終了による離職者数等			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)			
⑰65歳を超えて働ける制度の過去1年間の適用状況(うち女性)	(a)定年到達者数等 (b)+(c)+(d)+(h)	(b)定年退職者数等(継続雇用を希望しない者等)	(c)継続雇用者数(継続雇用の更新を含む。)	(d)うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e)うちその他の会社での継続雇用者数	(f)定年退職者数等(継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)	(g)業務委託等(託)を利用する者	(h)社会貢献事業への従事制度を利用する者	(i)65歳を超えて働ける制度の適用が終了した者の数
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
⑱経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況(平成24年改正法の経過措置関係)(うち女性)	(a)基準を適用できる年齢に到達した者の総数 (b)+(c)+(d)	(b)継続雇用終了者数等(継続雇用の更新を希望しない者等)	(c)基準に該当し引き続き継続雇用された者の数	(d)継続雇用終了者数等(基準に該当しない者)					
	(人)	(人)	(人)	(人)					
⑲65歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況(うち女性)	(a)基準を適用できる年齢に到達した者の総数 (b)+(c)+(d)	(b)継続雇用等終了者数等(制度の適用を希望しない者)	(c)基準に該当し引き続き継続雇用された者の数	(d)継続雇用等終了者数等(基準に該当しない者)					
	(人)	(人)	(人)	(人)					
高齢者雇用等推進者 役職	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名

※事業主は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、毎年、高齢者等の雇用に関する状況等を報告しなければならないこととされています。(提出期限毎年7月15日)

(注) ⑧・⑨・⑩・⑪・⑫欄は、制度を就業規則等に定めており、対象者を限定する基準が具体的・客観的である場合のみ制度がある旨を記入してください。⑬欄は、65歳を超えて働ける制度がまったくない場合や、⑧・⑨・⑩・⑪・⑫欄と異なり、制度があるが就業規則等に定めていない場合、あるいは、対象者を限定する基準が具体的・客観的ではない場合に記入してください(⑬欄が「定年なし」の場合、⑧・⑨・⑩欄の年齢欄のいずれかが70歳以上の場合は⑧・⑨・⑩欄の年齢の規定がない場合は、⑬欄は記入しないでください。)

エラーチェックツール（Excel）のご案内

The screenshot displays the Microsoft Excel interface with a form titled "高年齢者雇用状況等報告書" (High Age Employment Status Report). The form includes fields for company name, address, and employment details. A red box highlights the "エラーチェックシート" (Error Check Sheet) button in the bottom status bar. A yellow callout box on the right contains the following text:

←【共通的重要点】本ツールを用いて作成した様式を提出する場合、正・副・控の計3種類を印刷（1種ごとに両面印刷または2アップ印刷し1枚に全てが取まるようにしてください）し、うち正・副をご提出ください。

At the bottom of the Excel window, the status bar shows "準備完了" (Ready) and "アクセル: 検討が必要です" (Accelerator: Needs review).

エラーチェックツール（Excel）のご案内

エラーなしの場合でも、後日、ハローワークより内容確認の連絡が入る可能性がございます。

※本シートにおいてエラーなしの場合でも、後日、ハローワークより内容確認の連絡が入る可能性がございますことご容赦ください。

該当 項番	該当項目内容	チェック No	エラー内容（エラーありの場合に表示）
欄外	報告年月日	1	未入力です
①	法人名称または個人事業主氏名のふりがな	2	未入力です
	法人名称または個人事業主氏名	3	未入力です
②	代表者氏名のふりがな	4	未入力です
	代表者氏名	5	未入力です
③	郵便番号	6	未入力です
	住所	7	未入力です
④	電話番号	8	未入力です
	法人番号	9	未入力です。個人事業の場合は空欄としてください。
⑤	産業分類番号	10	未入力です
		11	
⑥	労働組合の有無	12	イ・ロいずれか1つのみにチェックが入力されていません
	⑦	雇用保険適用事業所番号	13
		14	イ・ロいずれか1つのみにチェックが入力されていません
⑧	定年	15	
		16	
⑨	定年の改定予定等	17	
		18	イ～ニいずれか1つのみにチェックが入力されていません
		19	
		20	
		21	
		22	
		23	
		24	

エラーチェックツール（Excel）のご案内

エラーチェックツールは、
厚労省ホームページからダウンロードできます。

【厚労省ホームページ】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/
bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/
koureisha-koyou_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/koureisha-koyou_00001.html)



(項目番号) ①～⑦

➤ 必ず記入が必要

様式第2号 (第33条関係)

公共職業安定所コード番号
(公共職業安定所で記入すること)

高齢者雇用状況等報告書

(印)

高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、令和 年 月 日現在の状況を下記のとおり報告します。
厚生労働大臣 殿 令和 年 月 日

①(ふりがな) 名称(法人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合)	②(ふりがな) 代表者氏名(法人の場合)
③住所(法人にあつては主たる事業所の所在地)	電話番号 ()
④法人番号	
⑤産業分類番号	事業の具体的な内容
⑥労働組合の有無	⑦雇用保険適用事業所番号

⑧定年	<input type="checkbox"/> 定年あり(定年年齢 歳)
⑧定年の改定予定等	<input type="checkbox"/> 改定予定あり(令和 年 月より 歳) <input type="checkbox"/> 廃止予定あり(令和 年 月に廃止) <input type="checkbox"/> 改定又は廃止を検討中 <input type="checkbox"/> 改定・廃止予定なし
⑨継続雇用制度	<input type="checkbox"/> 就業規則等で継続雇用制度を定めている → a 継続雇用先 (i) 65歳以下(<input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 親会社・子会社等(以下「子会社等」という) <input type="checkbox"/> 関連会社等) (ii) 65歳超 (<input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 子会社等 <input type="checkbox"/> 関連会社等 <input type="checkbox"/> その他の会社) → b 対象 → <input type="checkbox"/> (イ) 希望者全員を対象(歳まで雇用 更に基準に該当する者を 歳まで雇用 (i) 基準(65歳以下)の根拠(<input type="checkbox"/> 労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> 労使協定を締結せず就業規則等のみ) (ii) 基準(65歳超)の根拠(<input type="checkbox"/> 労使協定を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> 労使協定を得ず就業規則等のみ) (注) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「平成24年改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を規定する基準が有る企業は(イ)に記入 → <input type="checkbox"/> (ロ) 基準に該当する者を対象(歳まで雇用 (i) 基準(65歳以下)の根拠(<input type="checkbox"/> 労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> 労使協定を締結せず就業規則等のみ) (ii) 基準(65歳超)の根拠(<input type="checkbox"/> 労使協定を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> 労使協定を得ず就業規則等のみ) <input type="checkbox"/> 制度として導入していない(雇用により継続雇用を行う場合を含む)
⑩継続雇用制度の導入・改定予定	<input type="checkbox"/> 継続雇用制度の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで雇用) → 内(イ) 経過措置の基準の廃止 <input type="checkbox"/> (ロ) 新規導入 <input type="checkbox"/> (ハ) 上限年齢の引上げ <input type="checkbox"/> (ニ) その他 <input type="checkbox"/> 継続雇用制度の導入・改定を検討中 <input type="checkbox"/> 継続雇用制度の導入・改定予定なし
⑪創業支援等措置(65歳を超えて従事できる業務委託・社会貢献)	<input type="checkbox"/> 創業支援等措置を実施している → a 実施している措置(<input type="checkbox"/> (イ) 業務委託 <input type="checkbox"/> (ロ) 自社が実施する社会貢献事業 <input type="checkbox"/> (ハ) 自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業 <input type="checkbox"/> (ニ) 自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業) → b 過半数労働組合等の同意(<input type="checkbox"/> (イ) 同意を得ている <input type="checkbox"/> (ロ) 同意を得ていない) → c 対象 → <input type="checkbox"/> (イ) 希望者全員を対象(歳まで就業支援 更に基準に該当する者について 歳まで就業支援 ・基準の根拠(<input type="checkbox"/> 労使協定を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> 労使協定を得ず就業規則等のみ) → <input type="checkbox"/> (ロ) 基準に該当する者を対象(歳まで就業支援 ・基準の根拠(<input type="checkbox"/> 労使協定を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> 労使協定を得ず就業規則等のみ) <input type="checkbox"/> 創業支援等措置を実施していない(雇用により就業支援等を実施する場合を含む)
⑫創業支援等措置の導入・改定予定	<input type="checkbox"/> 創業支援等措置の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで就業支援) → 内(イ) 対象者限定基準の廃止 <input type="checkbox"/> (ロ) 新規導入 <input type="checkbox"/> (ハ) 上限年齢の引上げ <input type="checkbox"/> (ニ) その他 <input type="checkbox"/> 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている(過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む) <input type="checkbox"/> 創業支援等措置の導入・改定を検討中 <input type="checkbox"/> 創業支援等措置の導入・改定予定なし

⑬65歳を超えて働ける制度等(⑧・⑨・⑩欄に該当するものを除く。)の状況	<input type="checkbox"/> 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を65歳を超えて働ける制度を就業規則等に定めている → (ロ(イ)該当する者を 歳まで雇用 <input type="checkbox"/> (ロ) 上限年齢を規定していない) <input type="checkbox"/> 上記イの制度を就業規則等に定めていない → (ロ(イ)導入予定あり <input type="checkbox"/> (ロ) 検討中 <input type="checkbox"/> (ロ) 65歳を超えて雇用する慣行がある <input type="checkbox"/> (ニ) 予定なし)								
⑭常用労働者数(うち女性)	総数	～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
⑮過去1年間の離職者の状況(うち女性)	解雇等による45歳以上70歳未満の離職者数 人(うち女性 人) うち求職活動支援書を作成した対象者数 人(うち女性 人)								
⑯65歳まで働ける制度の過去1年間の適用状況(うち女性)	(a) 定年到達者の総数 (b) + (c) + (d)	(b) 定年退職者数(継続雇用を希望しない者等)	(c) 継続雇用者数	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) 定年退職者数(継続雇用を希望しなかった者)	(f) 65歳までの継続雇用の終了による離職者数等			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)			
⑰65歳を超えて働ける制度の過去1年間の適用状況(うち女性)	(a) 定年到達者数等 (b) + (c) + (d) + (h)	(b) 定年退職者数等(継続雇用を希望しない者等)	(c) 継続雇用者数(継続雇用の更新を含む)	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) うちその他の会社での継続雇用者数	(f) 定年退職者数等(継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)	(g) 業務委託者(託給制度を有する)	(h) 社会貢献事業への従事制度を利用する者	(i) 65歳を超えて働ける制度の適用が終了した者の数
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
⑱経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況(平成24年改正法の経過措置関係)(うち女性)	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 (b) + (c) + (d)	(b) 継続雇用終了者数等(継続雇用の更新を希望しない者等)	(c) 基準に該当し引き続き継続雇用された者の数	(d) 継続雇用終了者数等(基準に該当しない者)					
	(人)	(人)	(人)	(人)					
⑲65歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況(うち女性)	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 (b) + (c) + (d)	(b) 継続雇用等終了者数等(制度の適用を希望しない者)	(c) 基準に該当し引き続き継続雇用等された者の数	(d) 継続雇用等終了者数等(基準に該当しない者)					
	(人)	(人)	(人)	(人)					
高齢者雇用推進者 役職	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名

※事業主は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、毎年、高齢者等の雇用に関する状況等を報告しなければならないこととされています。(提出期限毎年7月15日)

(注) ⑧・⑨・⑩・⑪・⑫欄は、制度を就業規則等に定めており、対象者を限定する基準が具体的・客観的である場合のみ制度がある旨を記入してください。⑬欄は、65歳を超えて働ける制度がまったくない場合や、⑧・⑨・⑩・⑪・⑫欄と異なり、制度があるが就業規則等に定めていない場合、あるいは、対象者を限定する基準が具体的・客観的ではない場合に記入してください(⑬欄が「定年なし」の場合、⑧・⑨・⑩欄の年齢欄のいずれかが70歳以上の場合は⑧・⑨・⑩欄の年齢の規定がない場合は、⑬欄は記入しないでください。)

(高年齢者雇用状況等報告書の項目番号) ①～⑦ ➤ 必ず記入が必要

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、令和 ○年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。 厚生労働大臣 殿																				
事業主	①(ふりがな) 名称(法人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合)	○○かぶしきがいしゃ					②(ふりがな) 代表者氏名 (法人の場合)	やまだ たろう												
		○○株式会社						山田 太郎												
	③ 住 所 [法人にあっては主たる事業所の所在地]	〒(123-4567) △△県□□市☆☆1-2					電話番号	090(XXXX)XXXX												
	④法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2						
事業の種類	⑤産業分類番号	0	1	事業の具体的内容 [農業]			⑥労働組合の有無	<input checked="" type="checkbox"/> イ あり <input type="checkbox"/> ロ なし	⑦雇用保険適用事業所番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0

⑧ 定年
⑨ 定年の改定予定等

➤ 必ず記入が必要

様式第2号 (第33条関係)

公共職業安定所コード番号
(公共職業安定所で記入すること)

高年齢者雇用状況等報告書

印

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、令和 年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。
厚生労働大臣 殿 令和 年 月 日

①(ふりがな) 名称(法人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合)	②(ふりがな) 代表者氏名(法人の場合)
③住所(法人にあっては主たる事業所の所在地)	電話番号 ()
④法人番号	
⑤産業分類番号	事業の具体的な内容
⑥労働組合の有無	⑦雇用保険適用事業所番号
⑧定年	<input type="checkbox"/> イ 定年なし <input type="checkbox"/> ロ 定年あり(定年年齢 歳)
⑨定年の改定予定等	<input type="checkbox"/> イ 改定予定あり(令和 年 月より 歳) <input type="checkbox"/> ロ 廃止予定あり(令和 年 月に廃止) <input type="checkbox"/> ハ 改定又は廃止を検討中 <input type="checkbox"/> ニ 改定・廃止予定なし
⑩継続雇用制度	<p>ロイ 継続雇用に関する制度を定めている</p> <p>→ a 継続雇用先 (イ)65歳以下(ロイ)自社 <input type="checkbox"/> (ロ)親会社・子会社等(以下「子会社等」という) <input type="checkbox"/> (ハ)関連会社等 (ニ)65歳超 <input type="checkbox"/> (イ)自社 <input type="checkbox"/> (ロ)子会社等 <input type="checkbox"/> (ハ)関連会社等 <input type="checkbox"/> (ニ)その他の会社</p> <p>→ b 対象 → <input type="checkbox"/> (イ)希望者全員を対象(歳まで雇用 更に基準に該当する者を 歳まで雇用 (イ)基準(65歳以下)の根拠(ロ)労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> (ハ)労使協定を締結せず就業規則等のみ (ニ)基準(65歳超)の根拠(ロ)労使協定を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> (ハ)労使協定を得ず就業規則等のみ) (注)高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「平成24年改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を規定する基準が有る企業は(イ)に記入 → <input type="checkbox"/> (ロ)基準に該当する者を対象(歳まで雇用 (イ)基準(65歳以下)の根拠(ロ)労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> (ハ)労使協定を締結せず就業規則等のみ (ニ)基準(65歳超)の根拠(ロ)労使協定を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> (ハ)労使協定を得ず就業規則等のみ) <input type="checkbox"/> ロ 制度として導入していない(雇用により継続雇用を行う場合を含む)</p>
⑪継続雇用制度の導入・改定予定	<input type="checkbox"/> イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで雇用) →内(イ) 経過措置の基準の廃止 <input type="checkbox"/> (ロ) 新規導入 <input type="checkbox"/> (ハ) 上限年齢の引上げ <input type="checkbox"/> (ニ) その他 <input type="checkbox"/> ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中 <input type="checkbox"/> ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし
⑫創業支援等措置(65歳を超えて従事できる業務委託・社会貢献)	<input type="checkbox"/> イ 創業支援等措置を実施している → a 実施している措置(ロイ)業務委託 <input type="checkbox"/> (ロ)自社が実施する社会貢献事業 <input type="checkbox"/> (ハ)自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業 <input type="checkbox"/> (ニ)自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業 → b 過半数労働組合等の同意(ロイ)同意を得ている <input type="checkbox"/> (ロ)同意を得ていない → c 対象 → <input type="checkbox"/> (イ)希望者全員を対象(歳まで就業支援 更に基準に該当する者について 歳まで就業支援 ・基準の根拠(ロ)労使協定を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> (ハ)労使協定を得ず就業規則等のみ) → <input type="checkbox"/> (ロ)基準に該当する者を対象(歳まで就業支援 ・基準の根拠(ロ)労使協定を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> (ハ)労使協定を得ず就業規則等のみ) <input type="checkbox"/> ロ 創業支援等措置を実施していない(雇用により就業支援等を実施する場合を含む) <input type="checkbox"/> イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで就業支援) →内(イ)対象者限定基準の廃止 <input type="checkbox"/> (ロ)新規導入 <input type="checkbox"/> (ハ)上限年齢の引上げ <input type="checkbox"/> (ニ)その他 <input type="checkbox"/> ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている(過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む) <input type="checkbox"/> ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中 <input type="checkbox"/> ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし
⑬創業支援等措置の導入・改定予定	<input type="checkbox"/> イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで就業支援) →内(イ)対象者限定基準の廃止 <input type="checkbox"/> (ロ)新規導入 <input type="checkbox"/> (ハ)上限年齢の引上げ <input type="checkbox"/> (ニ)その他 <input type="checkbox"/> ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている(過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む) <input type="checkbox"/> ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中 <input type="checkbox"/> ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし

⑭65歳を超えて働ける制度等(⑧・⑨・⑩欄に該当するものを除く。)の状況	<input type="checkbox"/> イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を65歳を超えて働ける制度を就業規則等に定めている → (ロイ)該当する者を 歳まで雇用 <input type="checkbox"/> (ロ)上限年齢を規定していない <input type="checkbox"/> ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない → (ロイ)導入予定あり <input type="checkbox"/> (ロ)検討中 <input type="checkbox"/> (ハ)65歳を超えて雇用する慣行がある <input type="checkbox"/> (ニ)予定なし							
⑮常用労働者数(うち女性)	総数	～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～
⑯過去1年間の離職者の状況(うち女性)	解雇等による45歳以上70歳未満の離職者数	人(うち女性 人)						
⑰65歳まで働ける制度の過去1年間の適用状況(うち女性)	(a)定年到達者の総数 (b)+(c)+(d)	(人)						
	(b)定年退職者数(継続雇用を希望しない者等)	(人)						
⑱65歳を超えて働ける制度の過去1年間の適用状況(うち女性)	(a)定年到達者数 (b)+(c)+(d)+(h)	(人)						
	(b)定年退職者数(継続雇用を希望しない者等)	(人)						
⑲65歳を超えて働ける制度の過去1年間の適用状況(うち女性)	(a)基準を適用できる年齢に到達した者の総数 (b)+(c)+(d)	(人)						
	(b)継続雇用終了者数等(継続雇用の更新を希望しない者等)	(人)						
⑳65歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況(うち女性)	(a)基準に該当し引き続き継続雇用等された者の数	(人)						
	(b)継続雇用等終了者数等(制度の適用を希望しない者)	(人)						
高年齢者雇用等推進者	役職	氏名						

※事業主は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、毎年、高年齢者の雇用に関する状況等を報告しなければならないこととされています。(提出期限毎年7月15日)

(注) ⑧・⑨・⑩・⑪・⑫欄は、制度を就業規則等に定めており、対象者を限定する基準が具体的・客観的である場合のみ制度がある旨を記入してください。⑭欄は、65歳を超えて働ける制度がまったくない場合や、⑧・⑨・⑩・⑪・⑫欄と異なり、制度はあるが就業規則等に定めていない場合、あるいは、対象者を限定する基準が具体的・客観的ではない場合に記入してください(⑭欄が「定年なし」の場合、⑧・⑨・⑩欄の年齢欄のいずれかが70歳以上の場合は⑧・⑨・⑩欄の年齢の規定がない場合は、⑭欄は記入しないでください。)

⑧定年

⑨定年の改定予定等

➤ 必ず記入が必要

定年制の状況	⑧定年	<input checked="" type="checkbox"/> イ 定年なし <input checked="" type="checkbox"/> ロ 定年あり（定年年齢 <u>60</u> 歳）
	⑨定年の改定予定等	<input checked="" type="checkbox"/> イ 改定予定あり（令和 <u>8</u> 年 <u>4</u> 月より <u>70</u> 歳） <input type="checkbox"/> ロ 廃止予定あり（令和 _____ 年 _____ 月に廃止） <input checked="" type="checkbox"/> ハ 改定又は廃止を検討中 <input type="checkbox"/> ニ 改定・廃止予定なし

例えば・・・

イ：令和8年4月に定年年齢を70歳に引き上げる。

ハ：定年年齢を70歳に引き上げを検討しているが時期は未定

⑩ 継続雇用制度

⑪ 継続雇用制度の導入・改定予定

➤ ⑧ 欄で「定年なし」を選択した場合記入不要

様式第2号 (第33条関係) 公共職業安定所コード番号

(公共職業安定所で記入すること)

高齢年齢雇用状況等報告書

(正)

高齢年齢者の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、令和 年 6 月 1 日現在の状況を下記のとおり報告します。
厚生労働大臣 殿 令和 年 月 日

①(ふりがな) 名称(法人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合)	②(ふりがな) 代表者氏名(法人の場合)	
③住所(法人にあっては主たる事業所の所在地)	電話番号 ()	
④法人番号		
⑤産業分類番号	事業の具体的内容	⑥労働組合の有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
		⑦雇用保険適用事業所番号
⑧定年	<input type="checkbox"/> イ 定年なし <input type="checkbox"/> ロ 定年あり(定年年齢 歳)	
⑧定年の改定予定等	<input type="checkbox"/> イ 改定予定あり(令和 年 月より 歳) <input type="checkbox"/> ロ 廃止予定あり(令和 年 月に廃止) <input type="checkbox"/> ハ 改定又は廃止を検討中 <input type="checkbox"/> ニ 改定・廃止予定なし	
継続雇用制度の状況	<input type="checkbox"/> イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている → a 継続雇用先 (1) 65歳以下(<input type="checkbox"/> イ) 自社 <input type="checkbox"/> ロ) 親会社・子会社等 (以下「子会社等」という) <input type="checkbox"/> ハ) 関連会社等 (2) 65歳超 (<input type="checkbox"/> イ) 自社 <input type="checkbox"/> ロ) 子会社等 <input type="checkbox"/> ハ) 関連会社等 <input type="checkbox"/> ニ) その他の会社 → b 対象 → <input type="checkbox"/> イ) 希望者全員を対象 (歳まで雇用 更に基準に該当する者を 歳まで雇用 (1) 基準 (65歳以下) の根拠 (<input type="checkbox"/> ア) 労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> イ) 労使協定を締結せず就業規則等のみ (2) 基準 (65歳超) の根拠 (<input type="checkbox"/> ア) 労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> イ) 労使合意を得ず就業規則等のみ (注) 高齢年齢者の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「平成24年改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を規定する基準が有る企業は(イ)に記入 → <input type="checkbox"/> ロ) 基準に該当する者を対象 (歳まで雇用 (1) 基準 (65歳以下) の根拠 (<input type="checkbox"/> ア) 労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> イ) 労使協定を締結せず就業規則等のみ (2) 基準 (65歳超) の根拠 (<input type="checkbox"/> ア) 労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> イ) 労使合意を得ず就業規則等のみ <input type="checkbox"/> ロ 制度として導入していない(雇用により継続雇用を行う場合を含む)	
	<input type="checkbox"/> イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで雇用) → 内訳 (<input type="checkbox"/> イ) 経過措置の基準の廃止 <input type="checkbox"/> ロ) 新規導入 <input type="checkbox"/> ハ) 引上げ <input type="checkbox"/> ニ) その他 <input type="checkbox"/> ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中 <input type="checkbox"/> ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし <input type="checkbox"/> ニ 企業として導入していない	
⑨創業支援等措置(65歳を超えて従事できる業務委託・社会貢献)	→ a 実施している措置 (<input type="checkbox"/> イ) 業務委託 <input type="checkbox"/> ロ) 自社が実施する社会貢献事業 <input type="checkbox"/> ハ) 自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業 <input type="checkbox"/> ニ) 自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業 → b 過半数労働組合等の同意 (<input type="checkbox"/> イ) 同意を得ている <input type="checkbox"/> ロ) 同意を得ていない → c 対象 → <input type="checkbox"/> イ) 希望者全員を対象 (歳まで就業支援 更に基準に該当する者について 歳まで就業支援 ・基準の根拠 (<input type="checkbox"/> ア) 労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> イ) 労使合意を得ず就業規則等のみ <input type="checkbox"/> ロ) 基準に該当する者を対象 (歳まで就業支援 ・基準の根拠 (<input type="checkbox"/> ア) 労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> イ) 労使合意を得ず就業規則等のみ <input type="checkbox"/> ロ 創業支援等措置を実施していない(雇用により就業支援等を実施する場合を含む)	
⑩創業支援等措置の導入・改定予定	<input type="checkbox"/> イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで就業支援) → 内訳 (<input type="checkbox"/> イ) 対象者限定基準の廃止 <input type="checkbox"/> ロ) 新規導入 <input type="checkbox"/> ハ) 引上げ <input type="checkbox"/> ニ) その他 <input type="checkbox"/> ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている(過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む) <input type="checkbox"/> ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中 <input type="checkbox"/> ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし	

⑧65歳を超えて働ける制度等(⑧・⑨)の状況										<input type="checkbox"/> イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を65歳を超えて働ける制度を就業規則等に定めている → (<input type="checkbox"/> イ) 該当する者を 歳まで雇用 <input type="checkbox"/> ロ) 上限年齢を規定していない <input type="checkbox"/> ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない → (<input type="checkbox"/> イ) 導入予定あり <input type="checkbox"/> ロ) 検討中 <input type="checkbox"/> ハ) 65歳を超えて雇用する慣行がある <input type="checkbox"/> ニ) 予定なし	
⑨常用労働者数(うち女性)	総数	～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～			
⑩過去1年間の離職者の状況(うち女性)	解雇等による45歳以上70歳未満の離職者数	人(うち女性 人)		人(うち女性 人)		人(うち女性 人)		人(うち女性 人)		うち求職活動支援書を作成した対象者数	
⑪65歳まで働ける制度の過去1年間の適用状況(うち女性)	(a) 定年到達者の総数	(b) 定年退職者数(継続雇用を希望しない者等)	(c) 継続雇用者数	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) 定年退職者数(継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)	(f) 65歳までの継続雇用の終了による離職者数等					
	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)					
⑧65歳を超えて働ける制度の過去1年間の適用状況(うち女性)	(a) 定年到達者等の総数	(b) 定年退職者数(継続雇用を希望しない者等)	(c) 継続雇用者数(継続雇用を希望しない者を含む)	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) うちその他の会社での継続雇用者数	(f) 定年退職者数(継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)	(g) 業務委託等を利用する者	(h) 社会貢献事業への従事制度を利用する者	(i) 65歳を超えて働ける制度の適用が終了した者の数		
	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)				
⑫経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況(平成24年改正法の経過措置関係)(うち女性)	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数	(b) 継続雇用終了者数等(継続雇用の更新を希望しない者等)	(c) 基準に該当し引き続き継続雇用された者の数	(d) 継続雇用終了者数等(基準に該当しない者)							
	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)				
⑬65歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況(うち女性)	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数	(b) 継続雇用終了者数等(制度の適用を希望しない者)	(c) 基準に該当し引き続き継続雇用された者の数	(d) 継続雇用終了者数等(基準に該当しない者)							
	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)				
高齢者雇用推進者	役職	氏名	氏名	所属及び役職担当者	氏名						

※事業主は、高齢年齢者の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、毎年、高齢年齢者の雇用に関する状況等を報告しなければならないこととされています。(提出期限毎年7月15日)

(注) ⑧・⑨・⑩・⑪・⑫欄は、制度を就業規則等に定めており、対象者を限定する基準が具体的・客観的である場合のみ制度がある旨を記入してください。⑬欄は、65歳を超えて働ける制度がまったくない場合、⑧・⑨・⑩・⑪・⑫欄と異なり、制度はないが就業規則等に定めていない場合、あるいは、対象者を限定する基準が具体的・客観的ではない場合に記入してください(⑬欄が「定年なし」の場合、⑧・⑨・⑩欄の年齢欄のいずれかが70歳以上の場合は⑧・⑨・⑩欄の年齢の規定がない場合は、⑬欄は記入しないでください。)

⑩ 継続雇用制度

⑪ 継続雇用制度の導入・改定予定

➤ ⑧欄で「定年なし」を選択した場合は記入不要

＜定年60歳、希望者全員を65歳まで、その後基準に該当する者を70歳まで雇用する場合＞

継続雇用制度の状況

⑩ 継続雇用制度

イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている

→ a 継続雇用先

(i) 65歳以下 (イ) 自社 ロ) 親会社・子会社等 (以下「子会社等」という) ハ) 関連会社等

(ii) 65歳超 (イ) 自社 ロ) 子会社等 ハ) 関連会社等 ニ) その他の会社

→ b 対象

→ イ) 希望者全員を対象 (65 歳まで雇用

更に基準に該当する者を 70 歳まで雇用

(i) 基準 (65歳以下) の根拠 (a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ)

(ii) 基準 (65歳超) の根拠 (a) 労使合意を得て就業規則等に反映 b) 労使合意を得ず就業規則等のみ)

(注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「平成24年改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は(イ)に記入

→ ロ) 基準に該当する者を対象 (_____ 歳まで雇用

(i) 基準 (65歳以下) の根拠 (a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ)

(ii) 基準 (65歳超) の根拠 (a) 労使合意を得て就業規則等に反映 b) 労使合意を得ず就業規則

ポイント

- ・ 「a 継続雇用先」は、**65歳以下**と**65歳超**を記入
- ・ 「a 継続雇用先」として、複数該当する項目があれば**全てチェック**
- ・ 「b対象」の「基準の根拠」は、**65歳超**を記入

⑩ 継続雇用制度

⑪ 継続雇用制度の導入・改定予定

➤ ⑧欄で「定年なし」を選択した場合は記入不要

＜定年65歳、その後基準に該当する者を70歳まで雇用する場合＞

継続雇用制度の状況

⑩ 継続雇用制度

イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている

→ a 継続雇用先

(i) 65歳以下 (イ) 自社 ロ) 親会社・子会社等 (以下「子会社等」という) ハ) 関連会社等

(ii) 65歳超 (イ) 自社 ロ) 子会社等 ハ) 関連会社等 ニ) その他の会社

→ b 対象

→ イ) 希望者全員を対象 (_____ 歳まで雇用

更に基準に該当する者を _____ 歳まで雇用

(i) 基準 (65歳以下) の根拠 (a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ)

(ii) 基準 (65歳超) の根拠 (a) 労使合意を得て就業規則等に反映 b) 労使合意を得ず就業規則等のみ)

(注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「平成24年改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は (イ) に記入

→ ロ) 基準に該当する者を対象 (**70** 歳まで雇用

(i) 基準 (65歳以下) の根拠 (a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ)

(ii) 基準 (65歳超) の根拠 (a) 労使合意を得て就業規則等に反映 b) 労使合意を得ず就業規則等のみ)

ロ 制度として導入していない (運用により継続雇用を行う場合を含む)

ポイント

- ・ 「a 継続雇用先」として、複数該当する項目があれば **全てチェック**
- ・ 「b 対象」 の「基準の根拠」は、 **65歳超** を記入

⑩ 継続雇用制度

⑪ 継続雇用制度の導入・改定予定

➤ ⑧欄で「定年なし」を選択した場合は記入不要

<定年70歳、継続雇用制度なしの場合>

継続雇用制度の状況	⑩ 継続雇用制度	<p><input type="checkbox"/>イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている</p> <p>→ a 継続雇用先</p> <p>(i) 65歳以下 (<input type="checkbox"/>イ) 自社 <input type="checkbox"/>ロ) 親会社・子会社等 (以下「子会社等」という) <input type="checkbox"/>ハ) 関連会社等</p> <p>(ii) 65歳超 (<input type="checkbox"/>イ) 自社 <input type="checkbox"/>ロ) 子会社等 <input type="checkbox"/>ハ) 関連会社等 <input type="checkbox"/>ニ) その他の会社</p> <p>→ b 対象</p> <p>→ <input type="checkbox"/>イ) 希望者全員を対象 (_____ 歳まで雇用 更に基準に該当する者を _____ 歳まで雇用</p> <p>(i) 基準 (65歳以下) の根拠 (<input type="checkbox"/>a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/>b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ)</p> <p>(ii) 基準 (65歳超) の根拠 (<input type="checkbox"/>a) 労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/>b) 労使合意を得ず就業規則等のみ)</p> <p>(注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「平成24年改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は (イ) に記入</p> <p>→ <input type="checkbox"/>ロ) 基準に該当する者を対象 (_____ 歳まで雇用</p> <p>(i) 基準 (65歳以下) の根拠 (<input type="checkbox"/>a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/>b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ)</p> <p>(ii) 基準 (65歳超) の根拠 (<input type="checkbox"/>a) 労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/>b) 労使合意を得ず就業規則等のみ)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>ロ 制度として導入していない (運用により継続雇用を行う場合を含む)</p>
	⑪ 継続雇用制度の導入・改定予定	<p><input type="checkbox"/>イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり (令和 _____ 年 _____ 月より _____ 歳まで雇用)</p> <p>→ 内容 (<input type="checkbox"/>イ) 経過措置の基準の廃止 <input type="checkbox"/>ロ) 新規導入 <input type="checkbox"/>ハ) 上限年齢の引上げ <input type="checkbox"/>ニ) その他)</p> <p><input type="checkbox"/>ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中</p> <p><input type="checkbox"/>ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし</p>

⑩ 継続雇用制度

⑪ 継続雇用制度の導入・改定予定

➤ ⑧欄で「定年なし」を選択した場合は記入不要

継続雇用制度の状況

<p>⑩ 継続雇用制度</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている</p> <p>→ a 継続雇用先</p> <p>(i) 65歳以下 (<input checked="" type="checkbox"/>イ) 自社 <input checked="" type="checkbox"/>ロ) 親会社・子会社等 (以下「子会社等」という) <input type="checkbox"/>ハ) 関連会社等</p> <p>(ii) 65歳超 (<input type="checkbox"/>イ) 自社 <input type="checkbox"/>ロ) 子会社等 <input type="checkbox"/>ハ) 関連会社等 <input type="checkbox"/>ニ) その他の会社</p> <p>→ b 対象</p> <p>→ <input checked="" type="checkbox"/>イ) 希望者全員を対象 (<u>65</u> 歳まで雇用 更に基準に該当する者を _____ 歳まで雇用</p> <p>(i) 基準 (65歳以下) の根拠 (<input type="checkbox"/>a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/>b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ)</p> <p>(ii) 基準 (65歳超) の根拠 (<input type="checkbox"/>a) 労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/>b) 労使合意を得ず就業規則等のみ)</p> <p>(注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「平成24年改正法」という。)に規定する経過措置に基づき対象者を限定する基準がある企業は (イ) に記入</p>
<p>⑪ 継続雇用制度の導入・改定予定</p>	<p><input type="checkbox"/>ロ 制度として導入していない (運用により継続雇用を行う場合を含む)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり (令和 <u>8</u> 年 <u>4</u> 月より <u>70</u> 歳まで雇用)</p> <p>→ 内容 (<input type="checkbox"/>イ) 経過措置の基準の廃止 <input type="checkbox"/>ロ) 新規導入 <input checked="" type="checkbox"/>ハ) 上限年齢の引上げ <input type="checkbox"/>ニ) その他</p> <p><input type="checkbox"/>ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中</p> <p><input type="checkbox"/>ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし</p>

例えば・・・

イ：令和6年4月に継続雇用制度の上限年齢を70歳に引き上げる。

ロ：上限年齢を70歳に引き上げを検討しているが時期は未定。

使協定を締結せず就

合意を得ず就業規則

⑫ 創業支援等措置

⑬ 創業支援等措置の導入・改定予定

➤ 必ず記入が必要

様式第2号 (第33条関係)

公共職業安定所コード番号
(公共職業安定所で記入すること)

高齢年齢雇用状況等報告書

印

高齢年齢等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、令和 年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。
厚生労働大臣 殿 令和 年 月 日

①(ふりがな) 名称(法人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合)	②(ふりがな) 代表者氏名 (法人の場合)
③住所 (法人にあっては主たる事業所の所在地)	電話番号 ()
④法人番号	
⑤産業分類番号	事業の具体的な内容
⑥労働組合の有無	⑦雇用保険適用事業所番号
⑧定年	<input type="checkbox"/> イ 定年なし <input type="checkbox"/> ロ 定年あり(定年年齢 歳)
⑧定年の改定予定等	<input type="checkbox"/> イ 改定予定あり(令和 年 月より 歳) <input type="checkbox"/> ロ 廃止予定あり(令和 年 月に廃止) <input type="checkbox"/> ハ 改定又は廃止を検討中 <input type="checkbox"/> ニ 改定・廃止予定なし
⑨継続雇用制度	<input type="checkbox"/> イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている → a 継続雇用先 (i) 65歳以下(<input type="checkbox"/> イ 自社 <input type="checkbox"/> ロ 親会社・子会社等 (以下「子会社等」という) <input type="checkbox"/> ハ 関連会社等) (ii) 65歳超 (<input type="checkbox"/> イ 自社 <input type="checkbox"/> ロ 子会社等 <input type="checkbox"/> ハ 関連会社等 <input type="checkbox"/> ニ その他の会社) → b 対象 → <input type="checkbox"/> イ (イ) 希望者全員を対象 (歳まで雇用 更に基準に該当する者を 歳まで雇用 (i) 基準 (65歳以下) の根拠 (<input type="checkbox"/> ア 労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> イ 労使協定を締結せず就業規則等のみ) (ii) 基準 (65歳超) の根拠 (<input type="checkbox"/> ア 労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> イ 労使合意を得ず就業規則等のみ) (注) 高齢年齢等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「平成24年改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を規定する基準が有る企業は(イ)に記入 → <input type="checkbox"/> ロ (ロ) 基準に該当する者を対象 (歳まで雇用 (i) 基準 (65歳以下) の根拠 (<input type="checkbox"/> ア 労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> イ 労使協定を締結せず就業規則等のみ) (ii) 基準 (65歳超) の根拠 (<input type="checkbox"/> ア 労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> イ 労使合意を得ず就業規則等のみ) <input type="checkbox"/> ロ 制度として導入していない(雇用により継続雇用を行う場合を含む)
⑩継続雇用制度の導入・改定予定	<input type="checkbox"/> イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで雇用) → 内訳(<input type="checkbox"/> イ) 経過措置の基準の廃止 <input type="checkbox"/> ロ) 新規導入 <input type="checkbox"/> ハ) 上限年齢の引上げ <input type="checkbox"/> ニ) その他 <input type="checkbox"/> ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中 <input type="checkbox"/> ハ 継続雇用制度の導入・改定を検討中
⑪創業支援等措置 (65歳を超えて従事できる業務委託・社会貢献)	<input type="checkbox"/> イ 創業支援等措置を実施している → a 実施している措置 (<input type="checkbox"/> イ) 業務委託 <input type="checkbox"/> ロ) 自社が実施する社会貢献事業 <input type="checkbox"/> ハ) 自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業 <input type="checkbox"/> ニ) 自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業 → b 過半数労働組合等の同意 (<input type="checkbox"/> イ) 同意を得ている <input type="checkbox"/> ロ) 同意を得ていない → c 対象 → <input type="checkbox"/> イ (イ) 希望者全員を対象 (歳まで就業支援 更に基準に該当する者について 歳まで就業支援 ・基準の根拠 (<input type="checkbox"/> ア 労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> イ 労使合意を得ず就業規則等のみ) → <input type="checkbox"/> ロ (ロ) 基準に該当する者を対象 (歳まで就業支援 ・基準の根拠 (<input type="checkbox"/> ア 労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> イ 労使合意を得ず就業規則等のみ) <input type="checkbox"/> ロ 創業支援等措置を実施していない(雇用により就業支援等を実施する場合を含む)
⑫創業支援等措置の導入・改定予定	<input type="checkbox"/> イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで就業支援) → 内訳 (<input type="checkbox"/> イ) 対象者限定基準の廃止 <input type="checkbox"/> ロ) 新規導入 <input type="checkbox"/> ハ) 上限年齢の引上げ <input type="checkbox"/> ニ) その他 <input type="checkbox"/> ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている(過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む) <input type="checkbox"/> ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中 <input type="checkbox"/> ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし

⑭65歳を超えて働ける制度等(⑧・⑨・⑩欄に該当するものを除く。)の状況	<input type="checkbox"/> イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を65歳を超えて働ける制度を就業規則等に定めている → (<input type="checkbox"/> イ) 該当する者を 歳まで雇用 <input type="checkbox"/> ロ) 上限年齢を規定していない <input type="checkbox"/> ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない → (<input type="checkbox"/> イ) 導入予定あり <input type="checkbox"/> ロ) 検討中 <input type="checkbox"/> ハ) 65歳を超えて雇用する慣行がある <input type="checkbox"/> ニ) 予定なし								
⑮常用労働者数(うち女性)	総数	~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳~	
⑯過去1年間の離職者の状況(うち女性)	解雇等による45歳以上70歳未満の離職者数	人(うち女性 人)							
⑰65歳まで働ける制度の過去1年間の適用状況(うち女性)	(a) 定年到達者の総数	(b) 定年退職者数(継続雇用を希望しない者等)	(c) 継続雇用者数	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) 定年退職者数(継続雇用を希望しなかった者)	(f) 65歳までの継続雇用の終了による離職者数等			
	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	
⑱65歳を超えて働ける制度の過去1年間の適用状況(うち女性)	(a) 定年到達者数等	(b) 定年退職者数等(継続雇用を希望しない者等)	(c) 継続雇用者数(継続雇用の更新を含む)	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) うちその他の会社での継続雇用者数	(f) 定年退職者数等(継続雇用を希望しなかった者)	(g) 業務委託者	(h) 社会貢献事業への従事者	(i) 65歳を超えて働ける制度の適用が終了した者の数
	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)
⑲経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況(平成24年改正法の経過措置関係)(うち女性)	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数	(b) 継続雇用終了者数等(継続雇用の更新を希望しない者等)	(c) 基準に該当し引き続き継続雇用された者の数	(d) 継続雇用終了者数等(基準に該当しない者)					
	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	
⑳65歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況(うち女性)	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数	(b) 継続雇用等終了者数等(制度の適用を希望しない者)	(c) 基準に該当し引き続き継続雇用された者の数	(d) 継続雇用等終了者数等(基準に該当しない者)					
	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	(<input type="checkbox"/> 人)	
高齢者雇用推進者 役職	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	

※事業主は、高齢年齢等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、毎年、高齢年齢の雇用に関する状況等を報告しなければならないこととされています。(提出期限毎年7月15日)

(注) ⑧・⑨・⑩・⑪・⑫欄は、制度を就業規則等に定めており、対象者を限定する基準が具体的・客観的である場合のみ制度がある旨を記入してください。⑭欄は、65歳を超えて働ける制度がまったくない場合や、⑧・⑨・⑩・⑪・⑫欄と異なり、制度があるが就業規則等に定めていない場合、あるいは、対象者を限定する基準が具体的・客観的ではない場合に記入してください(⑩欄が「定年なし」の場合、⑧・⑨・⑩欄の年齢欄のいずれかが70歳以上の場合は⑧・⑨欄の年齢の規定がない場合は、⑩欄は記入しないでください。)

⑫ 創業支援等措置

⑬ 創業支援等措置の導入・改定予定

➤ 必ず記入が必要

<p>⑫ 創業支援等措置（65歳を超えて従事できる業務委託・社会貢献）</p>	<p><input type="checkbox"/>イ 創業支援等措置を実施している →a 実施している措置（<input type="checkbox"/>（イ）業務委託 <input type="checkbox"/>（ロ）自社が実施する社会貢献事業 <input type="checkbox"/>（ハ）自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業 <input type="checkbox"/>（ニ）自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業） →b 過半数労働組合等の同意（<input type="checkbox"/>（イ）同意を得ている <input type="checkbox"/>（ロ）同意を得ていない） →c 対象 →<input type="checkbox"/>（イ）希望者全員を対象（ ____ 歳まで就業支援 更に基準に該当する者について ____ 歳まで就業支援 ・基準の根拠（<input type="checkbox"/>（a）労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/>（b）労使合意を得ず就業規則等のみ）） →<input type="checkbox"/>（ロ）基準に該当する者を対象（ ____ 歳まで就業支援 ・基準の根拠（<input type="checkbox"/>（a）労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/>（b）労使合意を得ず就業規則等のみ）） <input type="checkbox"/>ロ 創業支援等措置を実施していない（運用により起業支援等を実施する場合を含む）</p>
<p>⑬ 創業支援等措置の導入・改定予定</p>	<p><input type="checkbox"/>イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり（令和 ____ 年 ____ 月より ____ 歳まで就業支援） →内容（<input type="checkbox"/>（イ）対象者限定基準の廃止 <input type="checkbox"/>（ロ）新規導入 <input type="checkbox"/>（ハ）上限年齢の引上げ <input type="checkbox"/>（ニ）その他） <input type="checkbox"/>ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている（過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む） <input type="checkbox"/>ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中 <input type="checkbox"/>ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし</p>

ポイント

創業支援等措置とは・・・

- ・ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ・ 70歳まで継続的に社会貢献事業に従事できる制度の導入
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

→ 就業規則等に定めがあり、かつ創業支援等措置の実施に関する計画（実施計画）が必要

⑫ 創業支援等措置

⑬ 創業支援等措置の導入・改定予定

➤ 必ず記入が必要

＜就業規則等に創業支援等措置の定めがあり、かつ創業支援等措置の実施に関する計画（実施計画）を作成している場合＞

<p>⑫ 創業支援等措置（65歳を超えて従事できる業務委託・社会貢献）</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>イ 創業支援等措置を実施している → a 実施している措置 (<input checked="" type="checkbox"/>イ)業務委託 <input type="checkbox"/> (ロ) 自社が実施する社会貢献事業 <input checked="" type="checkbox"/> (ハ) 自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業 <input type="checkbox"/> (ニ) 自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業) → b 過半数労働組合等の同意 (<input checked="" type="checkbox"/>イ)同意を得ている <input type="checkbox"/> (ロ)同意を得ていない → c 対象 → <input checked="" type="checkbox"/> (イ) 希望者全員を対象（70 歳まで就業支援 更に基準に該当する者について 75 歳まで就業支援 ・基準の根拠 (<input checked="" type="checkbox"/> (a) 労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> (b) 労使合意を得ず就業規則等のみ)) → <input checked="" type="checkbox"/> (ロ) 基準に該当する者を対象（70 歳まで就業支援 ・基準の根拠 (<input type="checkbox"/> (a) 労使合意を得て就業規則等に反映 <input checked="" type="checkbox"/> (b) 労使合意を得ず就業規則等のみ)) <input type="checkbox"/>ロ 創業支援等措置を実施していない（運用により起業支援等を実施する場合を含む）</p>
<p>⑬ 創業支援等措置の導入・改定予定</p>	<p><input type="checkbox"/>イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり（令和____年____月より____歳まで就業支援） → 内容 (<input type="checkbox"/> (イ) 対象者限定基準の廃止 <input type="checkbox"/> (ロ) 新規導入 <input type="checkbox"/> (ハ) 上限年齢の引上げ <input type="checkbox"/> (ニ) その他) <input type="checkbox"/>ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている（過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む）</p>

ポイント

- ・「a 実施している措置」として、複数該当する項目があれば **全てチェック**
 - ・「c 対象」は、（イ）または（ロ）のうち **該当する方のみチェック**
- どちらの場合においても、創業支援等措置の対象者を限定する基準を設けている場合、「基準の根拠」の該当する（a）または（b）にチェック

⑫創業支援等措置

⑬創業支援等措置の導入・改定予定

➤ 必ず記入が必要

＜就業規則等に創業支援等措置の定めがない場合、または
就業規則等に創業支援等措置の定めがあるが、実施計画を作成していない場合＞

<p>⑫創業支援等措置（65歳を超えて従事できる業務委託・社会貢献）</p>	<p><input type="checkbox"/>イ 創業支援等措置を実施している →a 実施している措置（<input type="checkbox"/>（イ）業務委託 <input type="checkbox"/>（ロ）自社が実施する社会貢献事業 <input type="checkbox"/>（ハ）自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業 <input type="checkbox"/>（ニ）自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業） →b 過半数労働組合等の同意（<input type="checkbox"/>（イ）同意を得ている <input type="checkbox"/>（ロ）同意を得ていない） →c 対象 →<input type="checkbox"/>（イ）希望者全員を対象（ _____ 歳まで就業支援 更に基準に該当する者について _____ 歳まで就業支援 ・基準の根拠（<input type="checkbox"/>（a）労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/>（b）労使合意を得ず就業規則等のみ）） →<input type="checkbox"/>（ロ）基準に該当する者を対象（ _____ 歳まで就業支援 ・基準の根拠（<input type="checkbox"/>（a）労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/>（b）労使合意を得ず就業規則等のみ））</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>ロ 創業支援等措置を実施していない（運用により起業支援等を実施する場合を含む）</p>
<p>⑬創業支援等措置の導入・改定予定</p>	<p><input type="checkbox"/>イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり（令和 _____ 年 _____ 月より _____ 歳まで就業支援） →内容（<input type="checkbox"/>（イ）対象者限定基準の廃止 <input type="checkbox"/>（ロ）新規導入 <input type="checkbox"/>（ハ）上限年齢の引上げ <input type="checkbox"/>（ニ）その他）</p> <p><input type="checkbox"/>ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている（過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む）</p> <p><input type="checkbox"/>ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中 <input type="checkbox"/>ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし</p>

⑫ 創業支援等措置

⑬ 創業支援等措置の導入・改定予定

➤ 必ず記入が必要

<p>⑫ 創業支援等措置 (65歳を超えて従事できる業務委託・社会貢献)</p>	<p><input type="checkbox"/>イ 創業支援等措置を実施している →a 実施している措置 (<input type="checkbox"/>イ)業務委託 <input type="checkbox"/>ロ)自社が実施する社会貢献事業 <input type="checkbox"/>ハ)自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業 <input type="checkbox"/>ニ)自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業) →b 過半数労働組合等の同意 (<input type="checkbox"/>イ)同意を得ている <input type="checkbox"/>ロ)同意を得ていない) →c 対象 →<input type="checkbox"/>イ)希望者全員を対象 (_____ 歳まで就業支援 更に基準に該当する者について _____ 歳まで就業支援 ・基準の根拠 (<input type="checkbox"/>a)労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/>b)労使合意を得ず就業規則等のみ) →<input type="checkbox"/>ロ)基準に該当する者を対象 (_____ 歳まで就業支援 ・基準の根拠 (<input type="checkbox"/>a)労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/>b)労使合意を得ず就業規則等のみ) <input type="checkbox"/>ロ 創業支援等措置を実施していない (運用により起業支援等を実施する場合を含む)</p>
<p>⑬ 創業支援等措置の導入・改定予定</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり (令和 <u>8</u> 年 <u>4</u> 月より <u>70</u> 歳まで就業支援) →内容 (<input type="checkbox"/>イ)対象者限定基準の廃止 <input checked="" type="checkbox"/>ロ)新規導入 <input type="checkbox"/>ハ)上限年齢の引上げ <input type="checkbox"/>ニ)その他) <input type="checkbox"/>ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている (過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む) <input type="checkbox"/>ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中 <input type="checkbox"/>ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし</p>

例えば・・・

イ：令和8年4月に70歳までの創業支援等措置を導入予定。

ロ：就業規則等には創業支援等措置を定めており、実施計画に係る過半数労働組合等との同意を得るための協議中。

ハ：創業支援等措置の導入を検討しているが時期は未定。

⑭65歳を超えて働ける制度等
 (⑧・⑩・⑫欄に該当するものを除く。) の状況

➤ 該当があれば記入が必要

ポイント

記入が必要なのは以下の3パターン。

1. 就業規則等に65歳を超えて働ける制度を定めているものの、**対象者を限定する基準が具体的・客観的でない場合。**
2. 就業規則等に65歳を超えて働ける制度の定めがなく、**運用等により65歳を超えて働ける制度を導入している場合。**
3. 65歳を超えて働ける制度が**全くない場合。**

※ 「⑧欄が定年なしの場合」「⑧・⑩・⑫欄のいずれかが70歳以上の場合」「⑩・⑫欄の上限年齢の規定がない場合」のいずれかに該当する場合、⑭欄の記入は不要です。

パターン1

⑭65歳を超えて働ける制度等 (⑧・⑩・⑫欄に該当するものを除く。) の状況

- イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を65歳を超えて働ける制度を就業規則等に定めている
 → (イ) 該当する者を **68** 歳まで雇用 (ロ) 上限年齢を規定していない
- ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない
 → (イ) 導入予定あり (ロ) 検討中 (ハ) 65歳を超えて雇用する慣行がある (ニ) 予定なし

パターン2・3

⑭65歳を超えて働ける制度等 (⑧・⑩・⑫欄に該当するものを除く。) の状況

- イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を65歳を超えて働ける制度を就業規則等に定めている
 → (イ) 該当する者を 歳まで雇用 (ロ) 上限年齢を規定していない
- ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない ↓ **該当する項目にチェックします。**
 → (イ) 導入予定あり (ロ) 検討中 (ハ) 65歳を超えて雇用する慣行がある (ニ) 予定なし

⑮ 常用労働者数

➤ 必ず記入が必要

様式第2号 (第33条関係)

公共職業安定所コード番号
(公共職業安定所で記入すること)

高齢者雇用状況等報告書

印

高齢者等々の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、令和 年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。
厚生労働大臣 殿 令和 年 月 日

①(ふりがな) 名称(法人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合)	②(ふりがな) 代表者氏名(法人の場合)
③住所(法人にあつては主たる事業所の所在地)	電話番号 ()
④法人番号	
⑤産業分類番号	事業の具体的内容
⑥労働組合の有無	⑦雇用保険適用事業所番号
⑧定年	<input type="checkbox"/> イ 定年なし <input type="checkbox"/> ロ 定年あり(定年年齢 歳)
⑨定年の改定予定等	<input type="checkbox"/> イ 改定予定あり(令和 年 月より 歳) <input type="checkbox"/> ロ 廃止予定あり(令和 年 月に廃止) <input type="checkbox"/> ハ 改定又は廃止を検討中 <input type="checkbox"/> ニ 改定・廃止予定なし
⑩継続雇用制度	<input type="checkbox"/> イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている → a 継続雇用先 (i) 65歳以下(□イ)自社 □ロ)親会社・子会社等(以下「子会社等」という) □ハ)関連会社等 (ii) 65歳超 □イ)自社 □ロ)子会社等 □ハ)関連会社等 □ニ)その他の会社 → b 対象 →□イ)希望者全員を対象(歳まで雇用 更に基幹に該当する者を 歳まで雇用 (i) 基準(65歳以下)の根拠 □(a)労使協定を締結して就業規則等に反映 □(b)労使協定を締結せず就業規則等のみ (ii) 基準(65歳超)の根拠 □(a)労使協定を得て就業規則等に反映 □(b)労使協定を得ず就業規則等のみ (注) 高齢者等々の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「平成24年改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を規定する基準が有る企業は(イ)に記入 →□ロ)基準に該当する者を対象(歳まで雇用 (i) 基準(65歳以下)の根拠 □(a)労使協定を締結して就業規則等に反映 □(b)労使協定を締結せず就業規則等のみ (ii) 基準(65歳超)の根拠 □(a)労使協定を得て就業規則等に反映 □(b)労使協定を得ず就業規則等のみ <input type="checkbox"/> ロ 制度として導入していない(雇用により継続雇用を行う場合を含む)
⑪継続雇用制度の導入・改定予定	<input type="checkbox"/> イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで雇用) →内(イ) 経過措置の基準の廃止 □(ロ) 新規導入 □(ハ) 上限年齢の引上げ □(ニ) その他 <input type="checkbox"/> ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中 <input type="checkbox"/> ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし
⑫創業支援等措置(65歳を超えて従事できる業務委託・社会貢献)	<input type="checkbox"/> イ 創業支援等措置を実施している → a 実施している措置 □(イ)業務委託 □(ロ)自社が実施する社会貢献事業 □(ハ)自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業 □(ニ)自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業 → b 過半数労働組合等の同意 □(イ)同意を得ている □(ロ)同意を得ていない → c 対象 →□イ)希望者全員を対象(歳まで就業支援 更に基幹に該当する者について 歳まで就業支援 ・基準の根拠 □(a)労使協定を得て就業規則等に反映 □(b)労使協定を得ず就業規則等のみ →□ロ)基準に該当する者を対象(歳まで就業支援 ・基準の根拠 □(a)労使協定を得て就業規則等に反映 □(b)労使協定を得ず就業規則等のみ <input type="checkbox"/> ロ 創業支援等措置を実施していない(雇用により就業支援等を実施する場合を含む)
⑬創業支援等措置の導入・改定予定	<input type="checkbox"/> イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで就業支援) →内(イ) 対象者限定基準の廃止 □(ロ) 新規導入 □(ハ) 上限年齢の引上げ □(ニ) その他 <input type="checkbox"/> ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている(過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む) <input type="checkbox"/> ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中 □ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし

⑭65歳を超えて働ける制度等(⑧・⑨・⑩欄に該当するものを除く。)の状況	<input type="checkbox"/> イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を65歳を超えて働ける制度を就業規則等に定めている → (□イ)該当する者を 歳まで雇用 □(ロ)上限年齢を規定していない <input type="checkbox"/> ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない (イ)該当する者() (ロ)該当する者()								
⑮常用労働者数(うち女性)	総数	～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
⑯過去1年間の継続雇用の状況(うち女性)	<input type="checkbox"/> イ 継続雇用による継続雇用の継続者数 (うち女性) 人 <input type="checkbox"/> ロ うち求職活動支援書を作成した対象者数 (うち女性) 人								
⑰65歳まで働ける制度の過去1年間の適用状況(うち女性)	(a) 定年到達者の総数 (b) + (c) + (d)	(b) 定年退職者数(継続雇用を希望しない者等)	(c) 継続雇用者数	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) 定年退職者数(継続雇用を希望しなかった者)	(f) 65歳までの継続雇用の終了による離職者数等			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)			
⑱65歳を超えて働ける制度の過去1年間の適用状況(うち女性)	(a) 定年到達者等 (b) + (c) + (d) + (h)	(b) 定年退職者数等(継続雇用を希望しない者等)	(c) 継続雇用者数(継続雇用の更新を含む)	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) うちその他の会社での継続雇用者数	(f) 定年退職者数等(継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)	(g) 業務委託者 (ハ) 契約者	(h) 社会貢献事業への従事者 (ニ) 利用する者	(i) 65歳を超えて働ける制度の適用が終了した者の数
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
⑳経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況(平成24年改正法の経過措置関係)(うち女性)	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 (b) + (c) + (d)	(b) 継続雇用終了者数等(継続雇用の更新を希望しない者等)	(c) 基準に該当し引き続き継続雇用された者の数	(d) 継続雇用終了者数等(基準に該当しない者)					
	(人)	(人)	(人)	(人)					
㉑65歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況(うち女性)	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 (b) + (c) + (d)	(b) 継続雇用等終了者数等(制度の適用を希望しない者)	(c) 基準に該当し引き続き継続雇用等された者の数	(d) 継続雇用等終了者数等(基準に該当しない者)					
	(人)	(人)	(人)	(人)					
高年齢者雇用等推進者	役職	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名

※事業主は、高齢者等々の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、毎年、高齢者等の雇用に関する状況等を報告しなければならないこととされています。(提出期限毎年7月15日)

(注) ⑧・⑨・⑩・⑪・⑫欄は、制度を就業規則等に定めており、対象者を限定する基準が具体的・客観的である場合のみ制度がある旨を記入してください。⑭欄は、65歳を超えて働ける制度がまったくない場合、⑧・⑨・⑩・⑪・⑫欄と異なり、制度があるが就業規則等に定めていない場合、あるいは、対象者を限定する基準が具体的・客観的ではない場合に記入してください(⑭欄が「定年なし」の場合、⑧・⑨・⑩欄の年齢欄のいずれかが70歳以上の場合は⑧・⑨・⑩欄の年齢の規定がない場合は、⑭欄は記入しないでください。)

⑮ 常用労働者数

➤ 必ず記入が必要

常用労働者とは、**1年以上**継続して雇用される者又はその見込みがある者のうち、**1週間の所定労働時間が20時間以上**の者をいいます。
(正社員の他に、契約社員やパート労働者等も含む。)

⑮ 常用労働者数 (うち女性)	総数	～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～
	100人 (50人)	34人 (18人)	15人 (5人)	12人 (7人)	10人 (6人)	14人 (7人)	10人 (5人)	5人 (2人)

ポイント

- ・ 使用人兼務役員
→雇用保険被保険者となっている場合には常用労働者として計上します。
- ・ 出向中の労働者
→原則として、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける事業主の労働者として取り扱います。
- ・ 派遣社員
→派遣元の事業所で計上します。

⑩過去1年間の離職者の状況

➤ 該当があれば記入が必要

「求職活動支援書」とは・・・

解雇等により離職することとなっている45歳以上70歳未満の高年齢者等が希望するときに、その円滑な再就職を促進するために、事業主が作成する、その高年齢者等の職務の経歴、職業能力その他のその高年齢者等の再就職に資する事項を明らかにする書面のことをいいます（高年齢者雇用安定法第17条）。

⑩過去1年間の離職者の状況（うち女性）

解雇等による45歳以上70歳未満の離職者数 2 人（うち女性 1 人）
うち求職活動支援書を作成した対象者数 2 人（うち女性 1 人）

ポイント

解雇等とは、以下の場合をいいます。

- ①解雇（労働者の責めに帰すべき理由によるものを除く）
- ②継続雇用制度の対象者となる基準（平成24年改正の経過措置に基づくもの）に該当しなかったことによる退職
- ③事業主の都合による退職
- ④令和3年4月1日以降において、創業支援等措置による契約が事業主都合により終了する場合（労働者の責めに帰すべき理由によるものを除く）

⑰65歳まで働ける制度の過去1年間の適用状況

⑱65歳を超えて働ける制度の過去1年間の適用状況

➤ 該当があれば記入が必要

⑰65歳まで働ける制度の過去1年間の適用状況 (うち女性)	(a) 定年到達者の総数 (b) + (c) + (e)	(b) 定年退職者数(継続雇用を希望しない者等)	(c) 継続雇用者数		(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) 定年退職者数(継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)	(f) 65歳までの継続雇用の終了による離職者数等		
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)		
⑱65歳を超えて働ける制度の過去1年間の適用状況	(a) 定年到達者等の総数 (b) + (c) + (f) + (g) + (h)	(b) 定年退職者数等(継続雇用を希望しない者等)	(c) 継続雇用者数(継続雇用の更新を含む。)	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) うちその他の会社での継続雇用者数	(f) 定年退職者数等(継続雇用を希望したが雇用されなかった者等)	(g) 業務委託契約締結利用する者	(h) 社会貢献事業への従事制度を利用する者	(i) 65歳を超えて働ける制度の適用が終了した者の数
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)

ポイント

- ・ ⑧・⑩・⑫欄で記入した制度の適用状況を記入します。
- ・ (各制度の上限年齢に応じて) ⑰欄のみに記入する場合、⑱欄のみに記入する場合、⑰欄と⑱欄の両方に記入する場合に分かります。
- ・ ⑭欄で記入した制度は除きます。例えば、65歳の定年年齢(⑧欄)に到達した者が、その後運用等により引き続き継続雇用(⑭欄)されていた場合、継続雇用者ではなく、制度(⑧欄)の適用が終了した者とみなします。

⑰・⑱欄の記入例

以下の3つの場合の記入例を、順番にご説明いたします。

I. ⑰欄のみに記入する場合

II. ⑱欄のみに記入する場合

III. ⑰欄と⑱欄の両方に記入する場合

⑰・⑱欄の記入例（Ⅰ・⑰欄のみに記入する場合）

定年年齢や継続雇用制度の上限年齢が65歳以下であり、**その後に65歳を超えて働ける制度がない場合**が該当します。

例）定年年齢60歳、その後希望者全員65歳まで継続雇用する制度を導入

⑰65歳まで働ける制度の過去1年間の適用状況	(a) 定年到達者の総数 ((b) + (c) + (e))	(b) 定年退職者数(継続雇用を希望しない者等)	(c) 継続雇用者数	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) 定年退職者数(継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)	(f) 65歳までの継続雇用の終了による離職者数等
	(うち女性)	6人 (3人)	2人 (1人)	3人 (2人)	1人 (1人)	1人 (0人)



ステップ1 : (b)～(e)に該当する人数を記入し、(b)(c)(e)の合計を(a)に記入。

ステップ2 : 最終的な継続雇用制度の上限年齢到達による離職者等の数を、(f)に記入。

※ なお、65歳の継続雇用の上限年齢に到達後、運用等により引き続き雇用されている者がいた場合も(f)に記入します。⑧・⑩・⑫欄で記入いただいた（就業規則等に規定された）制度の適用は終了しているためです。

⑰・⑱欄の記入例（Ⅱ・⑱欄のみに記入する場合）

最終的な継続雇用制度等の上限年齢が65歳を超えており、かつ、**定年年齢も65歳以上**である場合が該当します。

例) 定年年齢65歳、その後希望者全員67歳まで継続雇用、**更にその後希望者全員70歳まで創業支援等措置を利用できる制度を導入**

⑱65歳を超えて働ける制度の過去1年間の適用状況 (うち女性)	(a) 定年到達者等の総数 ((b) + (c) + (f) + (g) + (h))	(b) 定年退職者数等 (継続雇用を希望しない者等)	(c) 継続雇用者数 (継続雇用の更新を含む。)	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) うちその他の会社での継続雇用者数	(f) 定年退職者数等 (継続雇用を希望し続けたが継続雇用されなかった者等)	(g) 業務委託契約締結を利用する者	(h) 社会貢献事業への従事制度を利用する者	(i) 65歳を超えて働ける制度の適用が終了した者の数
		15人 (8人)	9人 (5人)	2人 (1人)	2人 (1人)	0人 (0人)	0人 (0人)	4人 (2人)	0人 (0人)

定年到達 : 6(3)
 継続雇用 : 0(0)
 創業支援 : 3(2)

定年到達 : 2(1)
 継続雇用 : -()
 創業支援 : -()

定年到達 : 2(1)
 継続雇用 : -()
 創業支援 : -()

定年到達 : -()
 継続雇用 : 4(2)
 創業支援 : -()

創業支援 : 3(2)

ステップ1 : ⑱欄(b)~(h)に該当する人数を記入し、(b)(c)(f)(g)(h)の合計を(a)に記入します。(例では、(e)(f)(h)は該当無し。)

ステップ2 : 最終的な継続雇用制度等の上限年齢到達による離職者の数を、⑱欄(i)に記入。

⑰・⑱欄の記入例（Ⅲ. ⑰欄と⑱欄の両方に記入する場合）

最終的な継続雇用制度等の上限年齢が65歳を超えており、かつ、**定年年齢は64歳以下**である場合が該当します。

例) 定年年齢60歳、その後希望者全員65歳まで継続雇用、更にその後基準該当者70歳まで継続雇用する制度を導入

⑰65歳まで働ける制度の過去1年間の適用状況	(a) 定年到達者の総数 ((b) + (c) + (e))	(b) 定年退職者数(継続雇用を希望しない者等)	(c) 継続雇用者数	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) 定年退職者数(継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)	(f) 65歳までの継続雇用の終了による離職者数等
	(うち女性)	6人 (3人)	2人 1人	3人 (2人)	1人 (1人)	1人 (0人)
⑱65歳を超えて働ける制度の過去1年間の適用状況	(a) 定年到達者等の総数 ((b) + (c) + (f) + (g) + (h))	(b) 定年退職者数等(継続雇用を希望しない者等)	(c) 継続雇用者数(継続雇用の更新を含む)	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) 定年退職者数(継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)	(f) 65歳までの継続雇用の終了による離職者数等
	(うち女性)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)

ポイント

- ・65歳までの継続雇用の上限年齢に到達した者の状況は⑰欄(f)ではなく、⑱欄で記入します。
- ※65歳到達後の状況は離職だけではなく、基準に該当して継続雇用される場合もあり、⑰欄(f)では全てのケースを記入できないため。

ステップ1 : ⑰欄(b)～(e)に該当する人数を記入し、(b)(c)(e)の合計を(a)に記入。

⑰・⑱欄の記入例（Ⅲ. ⑰欄と⑱欄の両方に記入する場合）

最終的な継続雇用制度等の上限年齢が65歳を超えており、かつ、**定年年齢は64歳以下**である場合が該当します。

例) 定年年齢60歳、その後希望者全員65歳まで継続雇用、**更にその後基準該当者70歳まで継続雇用する制度を導入**

(うち女性)	(3 人)	(1 人)	(2 人)	(1 人)	(0 人)	(0 人)	(0 人)	(0 人)	
⑱65歳を超えて働ける制度の過去1年間の適用状況	(a) 定年到達者等の総数 (b) + (c) + (f) + (g) + (h)	(b) 定年退職者数等 (継続雇用を希望しない者等)	(c) 継続雇用者数 (継続雇用の更新を含む。)	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) うちその他の会社での継続雇用者数	(f) 定年退職者数等 (継続雇用を希望し続かなかった者等)	(g) 業務委託契約を利用する者	(h) 社会貢献事業への従事制度を利用する者	(i) 65歳を超えて働ける制度の適用が終了した者の数
	13 人 (7 人)	8 人 (5 人)	2 人 (1 人)	2 人 (1 人)	0 人 (0 人)	3 人 (1 人)	0 人 (0 人)	0 人 (0 人)	3 人 (2 人)

希望者 : 5(3)
基準 : 3(2)

希望者 : 2(1)
基準 : -(-)

希望者 : 2(1)
基準 : -(-)

希望者 : 3(1)
基準 : -(-)

希望者 : -(-)
基準 : -(-)

基準 : 3(2)

ステップ1 : ⑰欄(b)～(e)に該当する人数を記入し、(b)(c)(e)の合計を(a)に記入。

ステップ2 : 65歳以上の各制度について、⑱欄(b)～(h)に該当する人数を記入し、(b)(c)(f)(g)(h)の合計を(a)に記入します。(例では、(e)(g)(h)は該当無し。)

ステップ3 : 最終的な継続雇用制度等の上限年齢到達による離職者の数を、⑱欄(i)に記入。

⑱経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の
過去1年間の適用状況（平成24年改正法の経過措置関係）

➤ 該当があれば記入が必要

経過措置に基づく基準を適用できる年齢は、令和4年4月1日から**64歳**です。
※経過措置は令和7年3月31日に終了しました。

⑱経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況（平成24年改正法の経過措置関係）	(a)基準を適用できる年齢に到達した者の総数 ((b)+(c)+(d))	(b)継続雇用終了者数等(継続雇用の更新を希望しない者等)	(c)基準に該当し引き続き継続雇用された者の数	(d)継続雇用終了者数等(基準に該当しない者)
(うち女性)	7人 (4人)	3人 (2人)	2人 (1人)	2人 (1人)



記入方法：(b)～(d)に該当する人数を記入し、(b)(c)(d)の合計を(a)に記入。

⑳65歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況

➤ 該当があれば記入が必要

様式第2号 (第33条関係)		公共職業安定所 (公共職業安定所等)	
高年齢			
①(ふりがな) 名称(個人事業の場合) 又は 氏名(個人事業の場合)	② 住所 (法人にあっては主たる事業所の所在地)	④ 法人番号	
③ 産業分類番号	事業の具体的内容	⑤ 定年	<input type="checkbox"/> イ 定年なし <input type="checkbox"/> ロ 定年あり
⑥ 定年の改定予定等		⑦ 定年の改定予定等	<input type="checkbox"/> イ 改定予定あり(令和 <input type="checkbox"/> ロ 廃止予定あり(令和 <input type="checkbox"/> ハ 改定・廃止を併 <input type="checkbox"/> ニ 改定・廃止予定な
⑧ 就業規則等	就業規則等	⑨ 継続雇用制度	<input type="checkbox"/> イ 就業規則等で継続雇 → a 継続雇用先 (i) 65歳以下(□(イ)自 (ii) 65歳超 (□(イ)自 → b 対象 → □(イ) 希望者全員を 更に基準に該当する者 (i) 基準 (65歳以下)の根拠 (ii) 基準 (65歳超)の根拠 (注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の「第24年改正法」という。)に規定する経過措置に基 → □(ロ) 基準に該当する者を対象 (歳まで雇用 (i) 基準 (65歳以下)の根拠(□(a) 労使協定を締 (ii) 基準 (65歳超)の根拠 (□(a) 労使合意を締 (注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の「第24年改正法」という。)に規定する経過措置に基 → □(イ) 基準に該当する者を対象 (歳まで雇用 (i) 基準 (65歳以下)の根拠(□(a) 労使協定を締 (ii) 基準 (65歳超)の根拠 (□(a) 労使合意を締 (注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の「第24年改正法」という。)に規定する経過措置に基
⑩ 継続雇用制度の導入・改定予定	<input type="checkbox"/> イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで雇用) → 内容(□(イ) 経過措置の基準の廃止 □(ロ) 新規導入 □(ハ) 上限年齢の引上げ □(ニ) <input type="checkbox"/> ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中 <input type="checkbox"/> ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし	⑪ 創業支援等措置(65歳を超えて従事できる業務委託・社会貢献)	<input type="checkbox"/> イ 創業支援等措置を実施している → a 実施している措置(□(イ) 業務委託 □(ロ) 自社が実施する社会貢献事業 □(ニ) 自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業 → b 過半数労働組合等の同意(□(イ) 同意を得ている □(ロ) 同意を得ていない) → c 対象 → □(イ) 希望者全員を対象 (歳まで就業支援 更に基準に該当する者について 歳まで就業支援 ・基準の根拠(□(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等の → □(ロ) 基準に該当する者を対象 (歳まで就業支援 ・基準の根拠(□(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等の <input type="checkbox"/> ロ 創業支援等措置を導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで就業支援) → 内容(□(イ) 対象者指定基準の廃止 □(ロ) 新規導入 □(ハ) 上限年齢の引上げ □(ニ) その他) <input type="checkbox"/> ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている(過半数労働組合を得るための協議を含む) <input type="checkbox"/> ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中 □ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし

□(イ) 就業規則等で継続雇用制度を定めている

→ a 継続雇用先

(i) 65歳以下(□(イ) 自社 □(ロ) 親会社・子会社等

(ii) 65歳超 (□(イ) 自社 □(ロ) 子会社等 □(ハ) 関係会社等

→ b 対象

→ □(イ) 希望者全員を対象 (歳まで雇用

更に基準に該当する者を 歳まで雇用

(i) 基準 (65歳以下)の根拠(□(a) 労使協定を締結し就業規則等のみ)

(ii) 基準 (65歳超)の根拠(□(a) 労使合意を締結し就業規則等のみ)

(注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の「第24年改正法」という。)に規定する経過措置に基

→ □(ロ) 基準に該当する者を対象 (歳まで雇用

(i) 基準 (65歳以下)の根拠(□(a) 労使協定を締結し就業規則等のみ)

(ii) 基準 (65歳超)の根拠 (□(a) 労使合意を締結し就業規則等のみ)

□(イ) 創業支援等措置を実施している

→ a 実施している措置(□(イ) 業務委託 □(ロ) 自社が実施する社会貢献事業 □(ニ) 自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業

→ b 過半数労働組合等の同意(□(イ) 同意を得ている □(ロ) 同意を得ていない)

→ c 対象

→ □(イ) 希望者全員を対象 (歳まで就業支援

更に基準に該当する者について 歳まで就業支援

・基準の根拠(□(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等に反映

→ □(ロ) 基準に該当する者を対象 (歳まで就業支援

・基準の根拠(□(a) 労使合意を得て就業規則等に反映 □(b) 労使合意を得ず就業規則等に反映

ポイント

電子申請の場合、⑩欄もしくは⑫欄において、「基準に該当する者を対象とした制度の上限年齢欄」のいずれにも入力がない場合、㉔欄に入力することができません。

総数	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～
(人)						
(うち女性)						

②0 65歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の
過去1年間の適用状況

➤ 該当があれば記入が必要

65歳を超えて働ける制度の対象者を限定する基準を導入している場合、**基準の適用年齢に到達した**従業員の状況を記入します。

例) 定年年齢60歳、その後希望者全員65歳まで継続雇用、更にその後基準該当者70歳まで継続雇用する制度を導入

②0 65歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 (b)+(c)+(d)	(b) 継続雇用等終了者数等(制度の適用を希望しない者)	(c) 基準に該当し引き続き継続雇用等された者の数	(d) 継続雇用等終了者数等(基準に該当しない者)
(うち女性)	10人 (5人)	32人	52人	21人



記入方法：(b)～(d)に該当する人数を記入し、(b)(c)(d)の合計を(a)に記入。

○高年齢者雇用等推進者／記入担当者

➤ 必ず記入が必要

「高年齢者雇用等推進者」とは・・・

事業主は、企業における高年齢者の安定した雇用機会の確保等を推進するための取組の中心的役割を担う者として、「高年齢者雇用等推進者」を選任するよう努めなければならないこととされています（高年齢者雇用安定法第11条）。

高年齢者 雇用等推進者	役職 人事部長	氏名 田中 花子	記入 担当者	所属及び役職 人事部	氏名 佐藤 太郎
----------------	-------------------	--------------------	-----------	----------------------	--------------------

記入方法に関するお問い合わせは、
事業所を管轄するハローワークまで。

ハローワーク 